

評価 (C) ↓ 改善 (A)

令和3年度

改善 (A)
【次年度における取組等】

(1) 訪問系サービス	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	見込み値を上回っており、一定の成果を得ていると考えます。今後も、利用者への適切なサービスの支給決定の実施や、サービス提供体制の充実(良質なサービス提供)に努めます。
(2) 日中活動系サービス	
生活介護	今後ともサービス提供体制の充実や利用者への適切なサービス利用の支給決定等に努めます。
自立訓練 (機能訓練)	
自立訓練 (生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援 (A型)	
就労継続支援 (B型)	
就労定着支援	
療養介護	
福祉型短期入所	
医療型短期入所	
(3) 居住支援・施設系サービス	
自立生活援助	現在、市内に開設している事業所がないため、新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、ならびに開設に向けた相談等を受け、今後サービス提供できるように努めます。
共同生活援助 (グループホーム)	今後ともサービス提供体制の充実や利用者への適切なサービス利用の支給決定等に努めます。
施設入所支援	
(4) 地域生活支援拠点等	
地域生活支援拠点等の設置	受入施設として1床空床を確保。①介護者の不測の事態で在宅での支援が困難なケース(従来の機能)や、②新型コロナウイルス感染症等で在宅での支援が困難なケースを受入対象者としています。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討	令和5年度中のモデル実施を目指し、地域生活支援拠点の機能を担う事業所を認定するための基準を策定中です。緊急時の受け入れ施設が減少する見通しであるため、施設選定の参考や、事業の改善のために、今年度の対象施設へ聞き取り調査を行いました。また、事業開始後のモニタリングの実施や、地域からの声を本事業に反映させていく仕組みについても検討中です。
(5) 相談支援 (計画相談支援、地域相談支援)	
計画相談支援	引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。
地域移行支援	
地域定着支援	

(6)障害のある子どもに対する支援	
児童発達支援	今後ともサービス提供体制の充実や利用者への適切なサービス利用の支給決定等に努めます。
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
居宅訪問型児童発達支援	
福祉型障害児入所支援	
医療型障害児入所支援	
障害児相談支援	引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアに関する各種サービスや支援者につなぐことができるよう、専門的知識を持つコーディネーターを配置し、関係機関との連携に努めます。
(7)発達障害のある人等に対する支援	
発達障害者支援地域協議会の開催	令和3年度は協議会実施にかわり、3つの専門部会を立ち上げ、実態把握・特性評価・基本の手立ての普及・強度行動障害支援等について検討しました。 令和4年度は、部会での議論をふまえ、各支援の企画検討を行いました。 令和5年度も、相談整備体制の整備等の仕組みづくりに関して検討を続けていきます。
発達障害者支援センターによる相談支援	引き続き、各関係機関との連携を図り、支援の場を広げられるように努めていきます。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	教育機関や医療機関など、多くの関係機関と連携した。相談支援や助言指導、研修、セミナーなどを実施しました。引き続き、各関係機関との連携を図り、支援の場を広げられるように努めていきます。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	関係機関に対し、相談支援や助言指導、研修、セミナー等を実施しました。引き続き、研修・啓発に尽力し、発達障害児者支援について広く普及できるように努めていきます。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	障害児者の家族を支援するため、ペアレントトレーニング等各種支援プログラムを充実させ、多くの受講者につながるように努めていきます。
ペアレントメンターの人数	18名 市民講座等での子育て体験の発表や、相談カフェ等に先輩保護者として参加し、地域で当事者同士が支え合う仕組みづくりに協力してもらっています。引き続き、要請に対応できるよう準備に努めていきます。
ピアサポートの活動への参加人数	活動するに至っていません。今後、事業実施に向けた取り組みを行っていきます。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保険、医療及び福祉関係者による協議の場	引き続き、「北九州市精神保健福祉審議会」を協議の場とし、課題整理等に努めていきます。
精神障害のある人の地域移行支援	引き続き、障害福祉サービス(地域移行支援)の活用についてガイドブックを活用し啓発に努めていきます。
精神障害のある人の地域定着支援	引き続き、障害福祉サービス(地域定着支援)の活用についてガイドブックを活用し啓発に努めていきます。
精神障害のある人の共同生活支援	引き続き、障害福祉サービス(共同生活支援)の活用についてガイドブックを活用し啓発に努めていきます。
精神障害のある人の自立生活援助	引き続き、障害福祉サービス(自立生活援助)の活用についてガイドブックを活用し啓発に努めていきます。
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	
総合的・専門的な相談支援	医療的ケアに関する各種サービスや支援者につなぐことができるよう、専門的知識を持つコーディネーターを配置し、関係機関との連携に努めます。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。
地域の相談機関との連携強化の取り組み	引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。
(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年1回実施する集団指導において、市ホームページへの資料掲載に加えて、新たに制度改正の最新情報等を一部動画配信するなど、事業所の制度理解を支援します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい審査ソフトの試行的導入により、給付費請求データの抽出等が可能となるため、事業所指導に活用していきます。 ・関係自治体との指導監査結果の共有については、引き続き実施します。

(11) 地域生活支援事業	
必須事業	
(ア) 理解促進研修・啓発事業	
障害者差別解消・共生社会推進事業	引き続き、市民や事業者等に障害や障害のある人への理解を深めてもらえるよう、周知啓発に努めてまいります。令和5年度は、課題や今後の取組について、学識経験者、障害当事者、民間事業者等を委員とする「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」において議論し、これまでの周知啓発方法の見直しや、新たな広報媒体の活用、児童・生徒、障害当事者及び事業者など、ターゲット別の啓発方法について検討していきます。
触法障害者支援事業	引き続き、触法障害者に対して伴走型の支援を行うとともに、研修やシンポジウムを開催し支援の輪の拡大に努めます。
(イ) 自発的活動支援事業	
ピアカウンセリング事業	引き続き、ピアカウンセラーによる相談対応体制を維持し、障害や難病を抱える方が自立した日常生活を営めるように支援します。
地域精神保健福祉対策(ピアサポート事業)	引き続きピアサポーターの養成(フォローアップ含)及び活動の場を提供し、精神障害者の地域移行及び精神障害者への理解促進に努めます。
本人活動支援事業(ボランティア参加促進)	引き続き、障害のある人が参加しやすい活動内容の検討を行っていきます。
(ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業	
障害者相談支援事業(障害者基幹相談支援センター)	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)を含めたきめ細かな相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化や相談内容の分析による傾向把握に努め、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるように支援します。
障害者基幹相談支援センター等機能強化事業	引き続き、訪問支援(アウトリーチ)を含めたきめ細かな相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化や相談内容の分析による傾向把握に努め、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるように支援します。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	引き続き、総合相談窓口である障害者基幹相談支援センターとの一体運営である強みを活かし、居住に関する相談に限らず幅広い支援を行います。また、病院や相談支援事業所と連携し、相談者の地域移行を支援します。
発達障害者支援センター運営事業	前年度に引き続き、利用者の悩みや不安について解決につなげることができたと考える。引き続き、各種相談支援に加え、発達障害支援者の育成にも努めます。
(エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	
成年後見制度利用支援事業	引き続き、制度の分かりやすい周知に努め、成年後見制度利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	引き続き、市民後見人を養成していくよう努めます。

評価 (C) ↓ 改善 (A)

令和3年度

改善 (A)
【次年度における取組等】

(オ) 意思疎通支援事業	
手話通訳者派遣事業	引き続き、利用者への適切な派遣を実施し、円滑なコミュニケーション支援を行うよう努めます。
要約筆記者派遣事業	引き続き、利用者への適切な派遣を実施し、円滑なコミュニケーション支援を行うよう努めます。
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	引き続き利用者のニーズを踏まえつつ、継続実施します。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	引き続き、利用者への適切な派遣を実施し、円滑なコミュニケーション支援を行うよう努めます。
(カ) 日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	引き続き、過去の給付実績、市場価格、他都市の給付状況等を調査し、今後も適切な事業運営の維持に努めます。
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意思疎通支援用具	
排泄管理支援用具	
居宅生活活動補助用具 (住宅改修費)	
(キ) 奉仕員養成研修事業	
手話奉仕員養成事業	引き続き、事業の周知を図り、受講者の拡大に向け取り組みます。
手話通訳者養成事業	
要約筆記者養成事業	
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	
(ク) 移動支援事業	
移動支援事業	引き続き、障害のある人、障害のある子どもの社会参加のための外出を支援していきます。
重度障害者大学等進学支援事業	引き続き市内大学等に事業を案内し、周知に努めます。
(ケ) 地域活動支援センター機能強化事業	
地域活動支援センター事業	引き続き、障害者に創作的活動などの機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに助成等を行っていきます。

(コ) 広域的な支援事業	
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	引き続きピアサポーターの養成(フォローアップ含)及び活動の場を提供し、精神障害者の地域移行及び精神障害者への理解促進に努めます。併せて、ピアサポート活動の場の拡大に向け広報に努めます。
任意事業	
(ア) 日中生活支援事業	
福祉ホーム	引き続き、障害のある人が福祉ホームにおいて低額な料金を、居室その他の設備を利用でき、日常生活に必要な便宜を受けることができるように運営経費の補助を行うことにより、地域生活を支援します。
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	引き続き希望者のニーズを十分に理解しつつ、個々の状況に応じた訓練を継続して実施します。
訪問入浴サービス	引き続き、障害のある人、障害のある子どもの日常生活を支援していきます。
日中一時支援事業(日帰りショートステイ)	引き続き、障害のある人、障害のある子どもの日常生活を支援していきます。
(イ) 社会参加支援事業	
障害者スポーツ大会	引き続き、スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図るため、同様の取り組みを継続的にを行います。
障害者スポーツ教室	引き続き、スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図るため、同様の取り組みを継続的にを行います。
点字・声の広報等発行事業	引き続き、視覚に障害のある人の社会参加を図るため、情報保障に努めます。
点訳奉仕員養成事業	引き続き、コミュニケーション支援を増強するためにも、事業の周知を図り、受講者の拡大に向けた取組を実施します。
朗読奉仕員養成事業	引き続き、コミュニケーション支援を増強するためにも、事業の周知を図り、受講者の拡大に向けた取組を実施します。
パソコンサポーター養成・派遣事業	引き続き、事業を周知し、受講者の拡大を図る取組を実施するとともに、適切な派遣を実施していくよう努めます。
芸術文化活動振興	引き続き、障害のある人が芸術・文化に参加することで、本人の生きがいや自信の創出を図るため、同様の取り組みを継続的にを行います。